

行田市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(法第33条に規定する制限等)</u></p> <p>第2条 <u>法第33条に規定する制限等については、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>法第33条第3項の規定により都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第25条第6号の規定による公園、緑地又は広場の設置に係る開発区域の最低面積は、1ヘクタールとする。</u></p> <p>(2) <u>市街化調整区域において、開発行為を行う場合における法第33条第4項に規定する予定建築物の最低敷地面積は、200平方メートルとする。ただし、法第34条第13号の開発行為その他良好な住居等の環境の形成又は保持のため支障がないと認める場合であって規則で定めるものについては、この限りでない。</u></p> <p>(法第34条第11号に規定する区域の指定)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>(法第33条第4項に規定する最低敷地面積)</u></p> <p>第2条 <u>市街化調整区域において、開発行為を行う場合における法第33条第4項に規定する予定建築物の最低敷地面積は、300平方メートルとする。ただし、法第34条第13号の開発行為その他良好な住居等の環境の形成又は保持のため支障がないと認める場合であって規則で定めるものについては、この限りでない。</u></p> <p>(法第34条第11号に規定する区域の指定)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 市長は、第1項の規定により指定した土地の区域を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ行田市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(法第34条第12号の規定により定める開発行為)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p><u>3 市長は、第1項ただし書の規定により別に指定した予定建築物等の用途を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ行田市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(法第34条第12号の規定により定める開発行為)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 市長は、第1項第1号の規定により指定した土地の区域を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ行田市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2 市長は、前項第5号の規定により用途の変更をしようとするときは、あらかじめ行田市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。</u></p>